

# エマージング・ソブリン・オープン (毎月決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券



ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは



## マネックス証券

マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  
加入協会：日本証券業協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会

■ 設定・運用は

## 三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

ともに、その先へ。

# ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

特色  
1

### エマージング・カントリー(新興国)のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

■新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

新興国の現地(自国)通貨建債券への投資は、行いません。

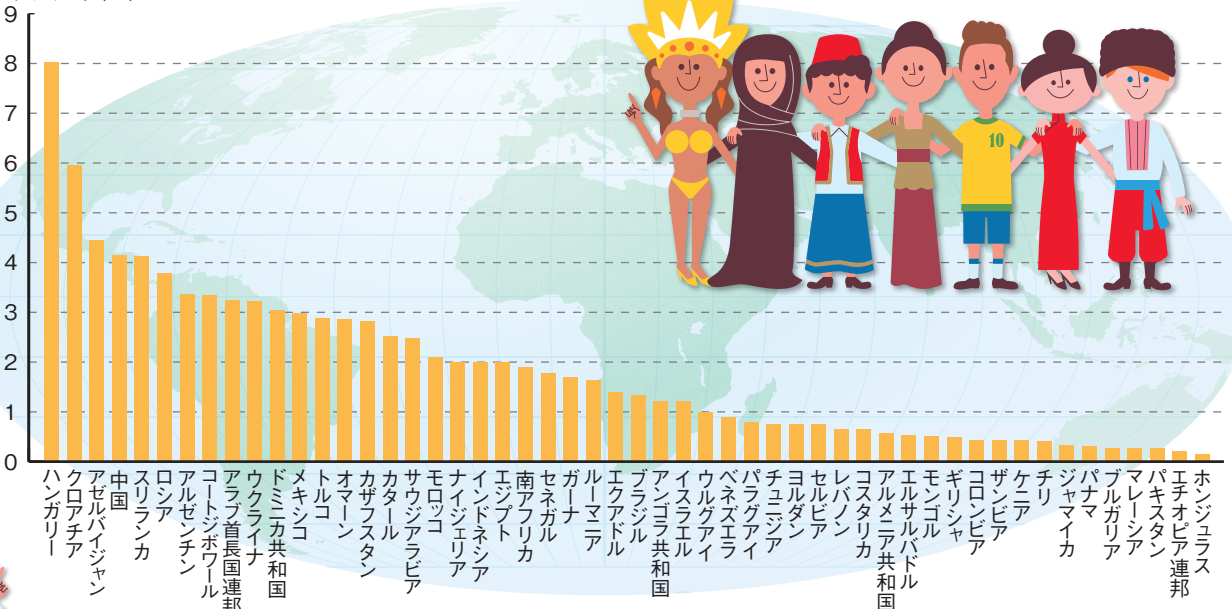
【エマージング・カントリー(新興国)】一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

#### ●現在の投資先(2018年8月31日現在)

組入比率(%)



※最新の運用実績は委託会社のホームページ等にてご確認いただけます。

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

## ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

なお、当ファンドはエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドを通じて実質的な運用を行います。

特色

2

## 新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した 利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- 新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

- 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- J.P. Morgan EMBI Global Diversified (円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色

3

## 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・ エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。

徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

特色

4

## 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

### 収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

後記「収益分配金に関する留意事項」をご覧ください。

### 【本資料で使用している指数について】

- 新興国債券:JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(J.P. Morgan EMBI Global Diversified) JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している米ドル建ての新興国国債および国債に準じる債券のパフォーマンスを表す指数で、指数構成国の債券発行残高に応じて構成比率を調整した指数です。
- 先進国債券:FTSE世界国債インデックス FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 先進国株式:MSCI ワールド インデックス MSCI ワールド インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。
- 新興国株式:MSCI エマージング・マーケット インデックス MSCI エマージング・マーケット インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。  
各指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ブルームバーグ商品指数 ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)とは、ブルームバーグが公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスです。

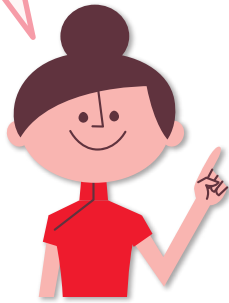
J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーの指数、ブルームバーグ商品指数、「信用格付会社等の提供する格付け等の情報」に関する免責事項等については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/other/disclaimer.html>)でご確認ください。

# 成長を続ける新興国経済

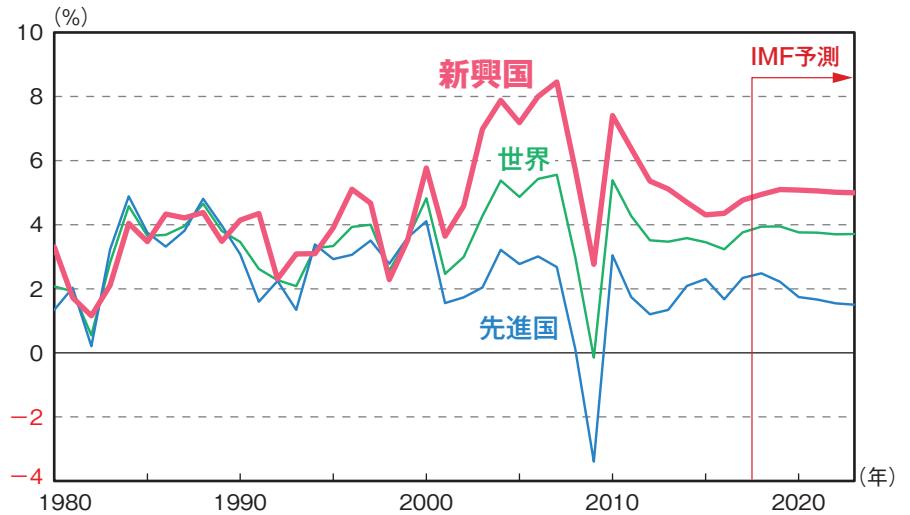
## 先進国を上回る経済成長



世界経済は2008年の世界金融危機により、大きな打撃を受けましたが、その後順調に回復しています。中でも新興国経済は比較的高い成長を維持しています。



● 実質GDP(前年比)の推移 (期間: 1980年~ 2023年)

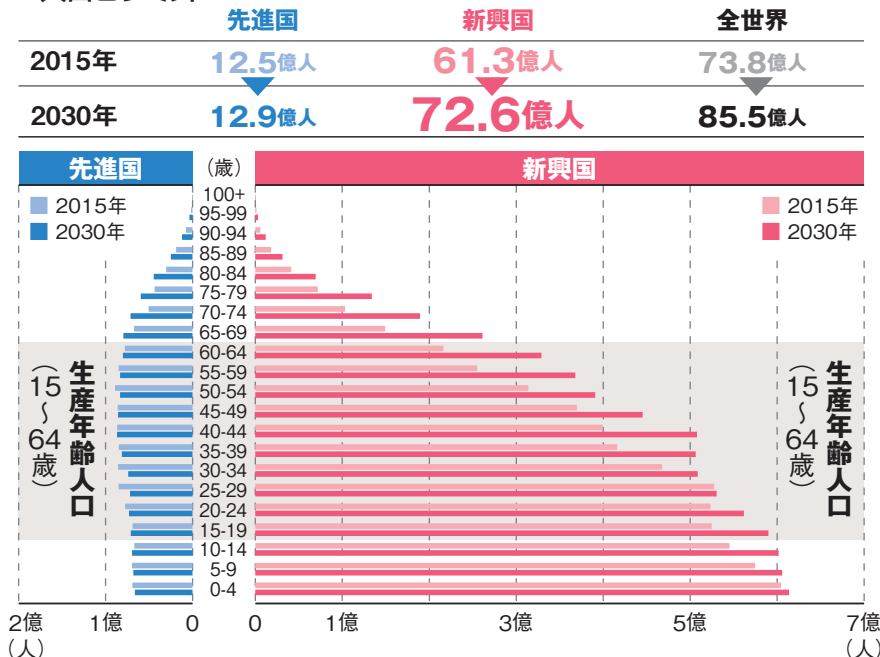


世界、先進国、新興国の定義はIMFによります。一部、IMF推計値を含みます。  
(出所) IMF World Economic Outlook Database April 2018のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

## 新興国の「多い・若い・今後も増える」労働力



● 人口ピラミッド



新興国の人口はその巨大さから、若年層の多いピラミッド型となっています。現在の若年層が、将来の経済成長の担い手となりえます。

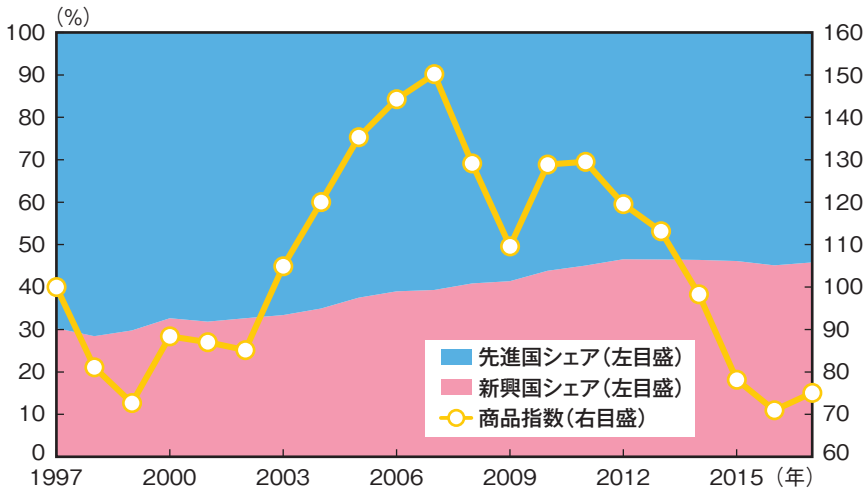


先進国、新興国の分類は国連の定義によります。四捨五入の影響により、合計値が一致しない場合があります。  
(出所) 国連 World Population Prospects : The 2017 Revisionのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

# 貿易での存在感が高まる新興国



● 先進国・新興国の貿易(輸出)におけるシェアと商品価格の推移 (期間: 1997年~2017年)



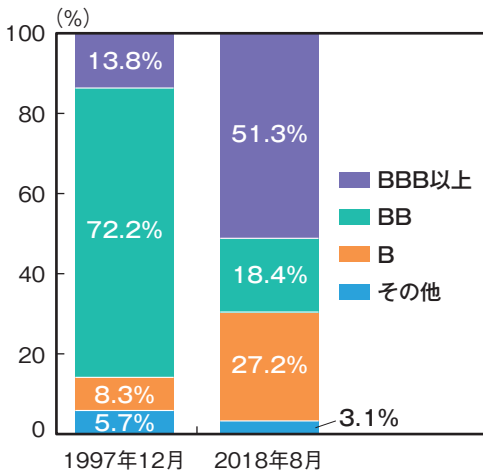
新興国は、交易の面でも存在感を高めています。原油・鉄鉱石・農産物などの商品価格の変動に大きく左右されることなく、その貿易シェアを拡大してきました。



先進国、新興国の分類はUNCTADの定義によります。  
 商品指数はブルームバーグ商品指数を1997年=100として指数化。  
 上記は指数を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。指数については【本資料で使用している指数について】をご覧ください。  
 計測期間が異なる場合は、結果も異なる点にご注意ください。  
 (出所) UNCTAD、Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

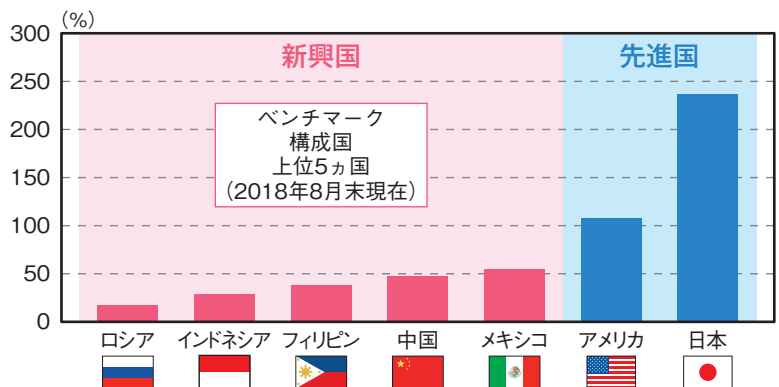
# 上昇した新興国の格付けと低水準の債務残高

● ベンチマークの格付け別構成比率 (1997年12月末、2018年8月末)

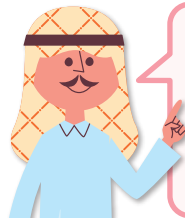


上記はJ.P. Morgan EMBI Global Diversifiedの格付け別構成比率です。  
 上記は指数を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。  
 指数については【本資料で使用している指数について】をご覧ください。  
 四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。  
 (出所) J.P. Morganのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

● 各国の政府総債務残高(対GDP比) (2017年)



一部、IMF推計値を含みます。  
 (出所) IMF World Economic Outlook Database April 2018のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

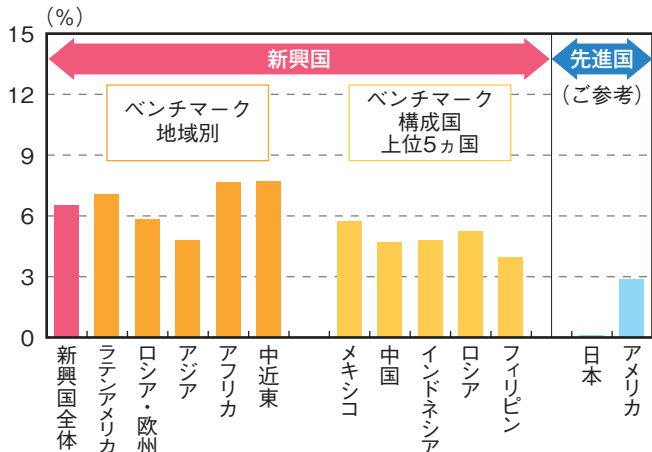


政府総債務残高(国・地方自治体・社会保障基金の債務の合計)とは、いわゆる国の「借金の残高」のことです。新興国の債務残高(対GDP比)は、先進国より相対的に低い水準にあります。

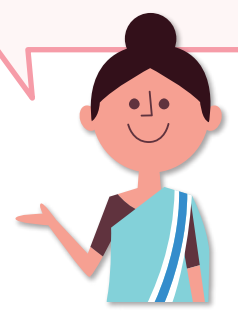
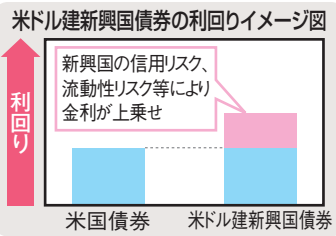
# 新興国債券投資の魅力

## 先進国よりも高い新興国の金利水準

● 新興国と先進国の金利水準の比較 (2018年8月末現在)  
(日本を除き米ドル建債券の金利水準)



金利は、その国の信用度、債券の市場規模など、様々な要因によって変動します。一般的に、新興国の金利は先進国より高い水準が期待できます。これは、信用リスク、流動性リスク等により金利が上乗せされているからです。



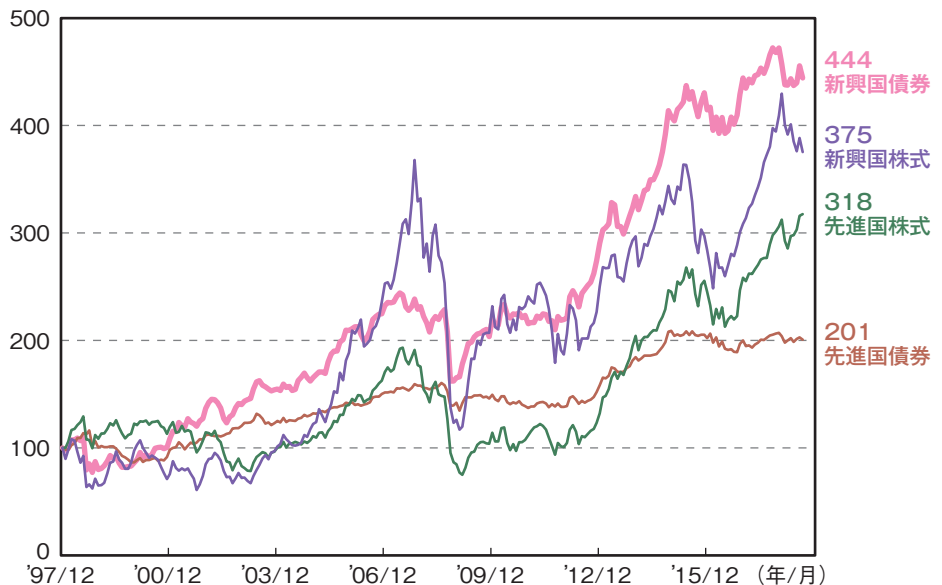
上記の新興国はJ.P. Morgan EMBI Global Diversifiedのデータ、先進国は自国通貨建10年国債の利回りを使用しています。上記グラフは、当ファンドの実際のポートフォリオ利回りとは異なります。米ドル建新興国債券の利回りイメージ図は、両債券の一般的な利回りの関係を示したものであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。各資産は為替やその他の特性を考慮しておらず、利回りだけで単純に比較できるものではありません。  
(出所) J.P. Morgan, Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

## 堅調に推移する新興国債券市場

2008年の金融危機時には、リスク性資産全般が大幅に下落しました。しかし、中長期的な視点で見ると、新興国の経済成長を背景に新興国債券はおおむね堅調に推移してきました。



● 各資産の推移 (期間: 1997年12月末~2018年8月末)



上記は指数を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。指数については【本資料で使用している指数について】をご覧ください。  
上記は各指数を円換算し、1997年12月末=100として指数化。  
計測期間が異なる場合は、結果も異なる点にご注意ください。  
(出所) J.P. Morgan, Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

# 新興国が発行する“米ドル建”の債券と現地通貨建債券の比較

## ●「外貨建(米ドル建)」債券と「現地通貨建」債券の比較

	外貨建(米ドル建)	現地通貨建
発行通貨	米ドル	現地通貨
発行国の信用リスク	あり	あり
発行国の為替変動リスク	なし	あり
発行国の金利政策、景気や物価変動による影響	信用力の変化を通じた間接的な影響	直接的な影響
海外投資家への制限など	なし	一部には海外投資家に対する制限や税制面の制約あり

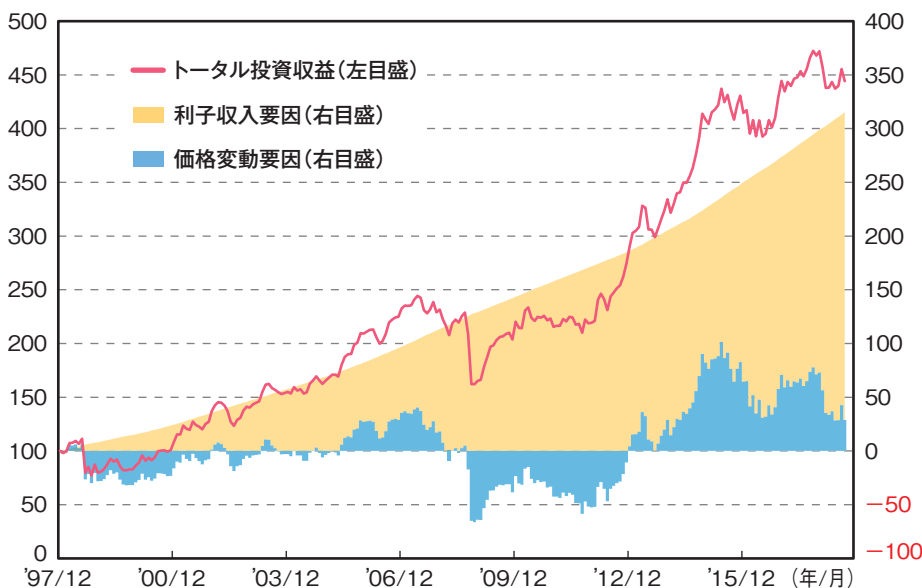
新興国が発行する“米ドル建”の債券には現地通貨の為替変動リスクはありません。



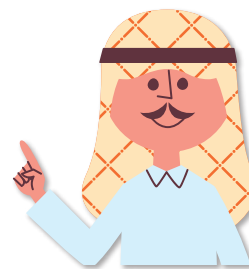
上記は、債券の発行通貨による違いなどをわかりやすく比較したものであり、将来にわたり、これらの正確性、完全性等を保証するものではありません。

# 中長期投資による利子収入(クーポン収入)の積み上げ効果

## ●新興国債券の投資収益の要因分析 (期間：1997年12月末～2018年8月末)



新興国債券に中長期投資を行うことで利子収入(クーポン収入)が累積し、為替や債券価格の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。



上記は指数を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。指数については【本資料で使用している指数について】をご覧ください。  
 上記はJ.P. Morgan EMBI Global Diversifiedを円換算し、1997年12月末=100として指数化したものであり、ファンドの実績ではありません。計測期間が異なる場合は、結果も異なる点にご注意ください。  
 (出所) Bloomberg, J.P. Morganのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

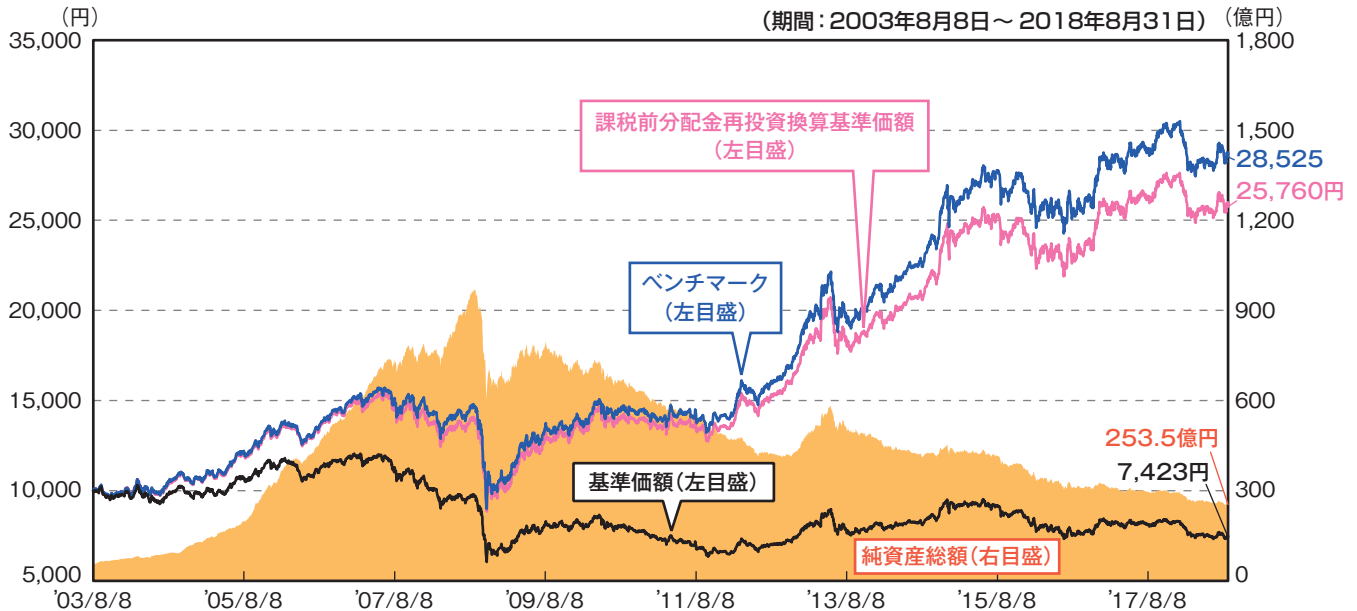
上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

# 運用実績

2018年8月31日現在

[最新の運用実績は委託会社のホームページ等にてご確認ください。]

## 設定来の基準価額の推移

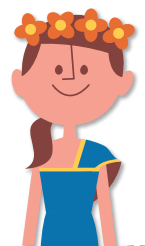


※基準価額は、信託報酬控除後のものです。また、「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。

※ベンチマークは、米ドル建のJ.P. Morgan EMBI Global Diversified(出所: Bloomberg)を三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により三菱UFJ国際投信が円換算したうえ設定時を10,000として指数化したものです。なお、ベンチマークは基準日前営業日の同インデックスの指数値を、為替は基準日の三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を、それぞれ用いて計算しています。指数については、【本資料で使用している指数について】をご覧ください。

## 課税前分配金の推移(1万口当たり)

'03/10 - '05/6	'05/7 - '05/12	'06/1 - '06/12	'07/1 - '08/11	'08/12 - '10/1	'10/2 - '12/1	'12/2 - '14/7
50円	60円	70円	80円	60円	70円	50円
'14/8 - '15/1	'15/2 - '16/7	'16/8 - '18/8	-	-	-	設定来累計
60円	65円	45円	-	-	-	10,765円



●収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。



[最新の運用実績は委託会社のホームページ等にてご確認ください。]



# ポートフォリオの構成

(組入国数: 52カ国)

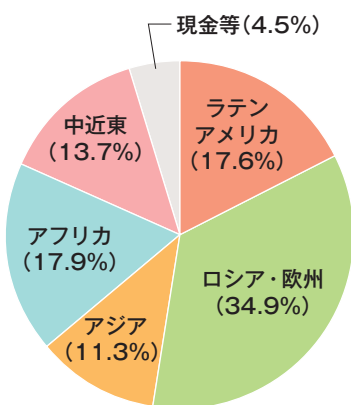
地域	国名	デュレーション (*1)	平均終利 (*2)	平均直利 (*3)	格付け (*4)	比率
ラテンアメリカ	アルゼンチン	6.9	10.29%	7.50%	B+	3.4%
	その他	-	-	-	-	14.3%
		<b>8.0</b>	<b>8.99%</b>	<b>8.03%</b>	<b>-</b>	<b>17.6%</b>
ロシア・欧州	クロアチア	4.3	3.42%	5.06%	BB+	5.9%
	ハンガリー	3.0	3.56%	5.64%	BBB-	8.0%
	ロシア	8.6	5.03%	5.52%	BBB-	3.8%
	ウクライナ	4.0	8.66%	5.75%	B-	3.2%
	アゼルバイジャン	6.1	5.14%	5.13%	BB-	4.4%
	その他	-	-	-	-	9.4%
		<b>5.5</b>	<b>4.97%</b>	<b>5.46%</b>	<b>-</b>	<b>34.9%</b>
アジア	中国	7.4	4.01%	3.63%	A+	4.1%
	スリランカ	3.7	5.92%	6.40%	B+	4.1%
	その他	-	-	-	-	3.1%
		<b>6.6</b>	<b>5.05%</b>	<b>5.12%</b>	<b>-</b>	<b>11.3%</b>
アフリカ	コートジボワール	6.4	7.03%	6.23%	BB-	3.4%
	その他	-	-	-	-	14.5%
		<b>7.2</b>	<b>7.21%</b>	<b>6.98%</b>	<b>-</b>	<b>17.9%</b>
中近東	アラブ首長国連邦	8.2	3.84%	3.50%	AA-	3.3%
	その他	-	-	-	-	10.5%
		<b>7.4</b>	<b>4.83%</b>	<b>4.39%</b>	<b>-</b>	<b>13.7%</b>
現金等		-	-	-	-	4.5%
計/平均		<b>6.0</b>	<b>5.84%</b>	<b>5.75%</b>	<b>BB</b>	<b>100.0%</b>

(債券先物 -4.0%)

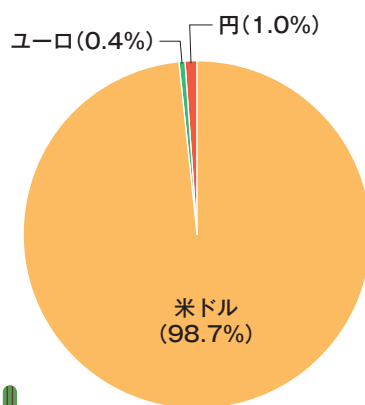
# ポートフォリオの状況



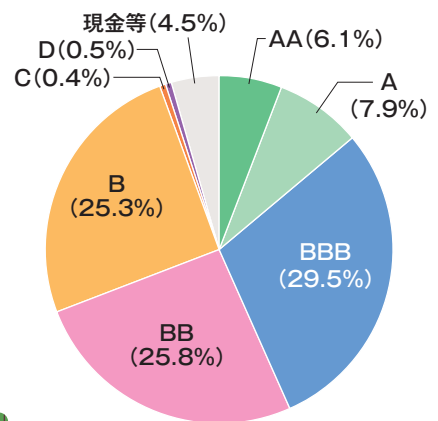
●地域別債券比率



●通貨別構成比 (為替取引考慮後)



●格付け別構成比



(出所) Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

- 比率は、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ポートフォリオの構成の国名は、2018年8月31日現在の組入上位10カ国を表します。
- 現金等には、未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- デュレーションを調整するために、債券先物を使用する場合があります。この場合、平均デュレーションは債券先物も含めて計算しています。
- 四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- (※1) デュレーション……「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券はデュレーションが大きいほど、金利変動に対する価格の変動が大きくなります。
- (※2) 平均終利(複利最終利回り)……償還日までの受取利息とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)。
- (※3) 平均直利(直接利回り)……受取利息収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する受取利息の割合(年率)。
- (※4) 格付け……Moody'sとS&Pの格付けのうち、上位の格付けを用いて、S&Pの表示方法で表記しています。また、平均格付けは、現金等を除く債券部分の評価金額で加重平均して算出したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付けではありません。

# 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

## 投資信託から分配金が支払われるイメージ

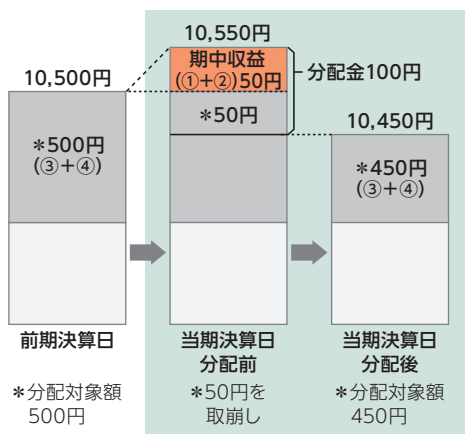


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

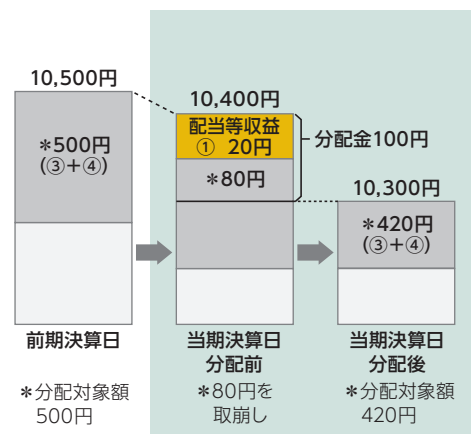
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



### 前期決算日から基準価額が下落した場合



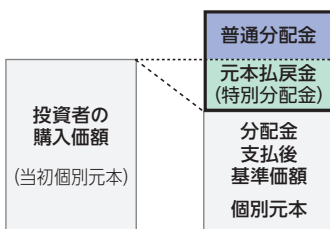
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

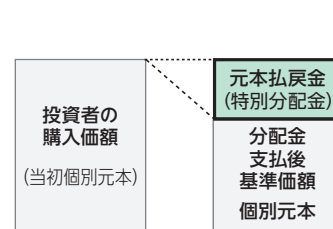
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## 購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

### 【金額を指定して購入する場合】

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

### 【口数を指定して購入する場合】

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくこととなります。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 為替変動リスク

当ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

### 信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点 | 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制 | ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

### カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならぬケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

# エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

## お申込みメモ

購入時	<b>購入単位</b> 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>購入価額</b> 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。
換金時	<b>換金単位</b> 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>換金価額</b> 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	<b>換金代金</b> 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	<b>申込不可日</b> ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	<b>申込締切時間</b> 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	<b>換金制限</b> 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	<b>購入・換金申込受付の中止および取消し</b> 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
その他	<b>信託期間</b> 2023年8月5日まで(2003年8月8日設定)
	<b>繰上償還</b> 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
	<b>決算日</b> 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
	<b>収益分配</b> 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	<b>課税関係</b> 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

## ファンドの費用

◎お客さまが直接的に負担する費用

購入時	<b>購入時手数料</b>	購入価額に対して、 <b>上限3.24%(税抜 3.00%)</b> 販売会社が定めます。 くわしくは、販売会社にご確認ください。
	<b>換金時</b>	<b>信託財産留保額</b>

◎お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	<b>運用管理費用(信託報酬)</b>	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.6956%(税抜年率1.5700%)</b> をかけた額
	<b>その他の費用・手数料</b>	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。  
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社(ファンドの運用の指図等)  
**三菱UFJ国際投信株式会社**  
**お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034**  
(受付時間/営業日の9:00~17:00)  
●ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)  
**三菱UFJ信託銀行株式会社**

販売会社(購入・換金の取扱い等)  
販売会社は、上記の三菱UFJ国際投信の照会先でご確認いただけます。

### 本資料に関してご留意いただきたい事項

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。 ●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。 ●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 ●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。 ●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。